

令和7年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 7年12月 3日（水）

午前 9時54分 開 会

午前11時19分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分について（令和7年度滝川市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 6 議案第 1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第5号）
議案第 8号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）
- 日程第 7 議案第 2号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 9号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）
- 日程第 8 議案第 3号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 4号 滝川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- 日程第10 議案第 5号 滝川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例
- 日程第11 議案第 6号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第12 議案第 7号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第14 議案第11号 滝川市の公の施設の雨竜町民の利用について
- 日程第15 議案第12号 議会改革特別委員会の設置について
選任第 1号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（16名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君

5番	荻野仁史君	6番	荒木文一君
7番	好川章君	8番	福井雅章君
9番	高橋江海子君	10番	木下八重子君
11番	堀重雄君	12番	三上裕久君
13番	関藤龍也君	14番	田村勇君
15番	山口清悦君	16番	安樂良幸君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	中島純一君
教育長	田中嘉樹君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	深村栄司君	総務部長	和田英昭君
総務部次長	小畑力也君	市民生活部長	横山浩丈君
福祉部長	鎌田清孝君	健康こども未来部長	景由隆寛君
産業振興部長	稲井健二君	建設部長	堀之内孝則君
駅周辺整備部長	加地幸治君	市立病院事務部長	柳圭史君
市立病院事務部次長	金子和史君	教育部長	諏佐孝君
教育部指導参事	福田善之君	監査事務局長	菊田健二君
総務課長	須藤公夫君	財政課長	岡崎卓哉君

○本会議事務従事者

事務局長	寺嶋悟君	事務局次長	壽崎行洋君
書記	小島亜美君	書記	林麻結君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において安樂議員、寄谷議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

報告事項につきましてはお手元に印刷配付のとおりとのことですので、お目通しをお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 専決処分について(令和7年度滝川市一般会計補正予算(第4号))

○議 長 日程第5、報告第1号 専決処分について(令和7年度滝川市一般会計補正予算(第4号))を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことに伴い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものです。

専決事項は、令和7年度滝川市一般会計補正予算（第4号）です。補正予算の内容は、介護施設等環境改善事業に要する経費の補正です。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ726万7,000円を追加し、予算の総額を249億8,337万円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

専決処分年月日は、令和7年10月10日です。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

補正の内容につきましては事項別明細書により歳出から説明しますので、8ページ、9ページをお開きください。3款1項3目老人福祉費、補正額726万7,000円の増額につきましては、介護施設等環境改善事業に要する経費の補正です。厚生労働省の介護保険事業費補助金の採択を受けたことから、本補助金の活用を希望する介護事業者に対し介護保険事業費補助金を交付するため補正したものです。本補助金につきましては、近年の異常気象に伴う熱中症対策として介護施設事業所に冷房設備を設置するために必要な経費の一部が補助されるもので、補助基準額の2分の1が厚生労働省の介護保険事業費補助金で措置され、4分の1が市の負担、残り4分の1が事業者負担となります。

以上、歳出合計で726万7,000円の増額となったところです。

続きまして、歳入について説明しますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款2項2目民生費補助金484万4,000円の増額につきましては、歳出関連です。

21款1項1目繰越金242万3,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものです。

以上、歳入合計で726万7,000円の増額となったところです。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算(第5号)

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について(総合交流ターミナルたきかわ)

○議 長 日程第6、議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算(第5号)、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について(総合交流ターミナルたきかわ)の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

今回の補正は、ふるさと納税寄附金が当初予算計上額を上回る見通しとなったことに伴うふるさと納税関連経費の補正及び全国瞬時警報システム新型受信機等整備工事の補正などが主な内容となっております。

1ページを御覧ください。第1条第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,154万6,000円を追加し、予算の総額を253億5,491万6,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

第2条、繰越明許費の補正ですが、翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、第2表によるところです。

第3条、債務負担行為の補正ですが、債務負担行為の追加は、第3表によるところです。

第4条、地方債の補正ですが、地方債の追加及び変更は、第4表によるところです。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正です。令和8年度に繰り越して使用する経費を1件追加したいとするもので、全国瞬時警報システム新型受信機等整備工事につきましては、事業が年度内に完了しない見込みのため繰越明許費としたいとするもので、繰越額の上限額は2,414万1,000円となります。

6ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正です。債務を負担する行為をすることができる事項を5件追加したいとするもので、1件目は旧スマイルビル残置物処分委託料の支払いで、期間は令和7年度から令和8年度、限度額は1億2,110万円です。旧スマイルビル解体の具体的な時期は未定であるものの、解体を行う前にビル内に残置された廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、適正に処理する必要があることから、ビルの劣化状況も踏まえ、早期に残置物処分業務を実施するため債務負担行為を設定したいとするものです。2件目は、バス車両購入負担金の支払いで、期間は令和7年度から令和8年度、限度額は1,315万1,000円です。深滝線を運行する株式会社空知中央バスからの要請により、深滝線の運行に必要な中型バス1台の購入費用相

当額を沿線自治体と共に負担したいとするもので、令和7年度中に路線バス車両購入に関する協定を締結するため債務負担行為を設定したいとするものです。3件目は、障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料の支払いで、期間は令和7年度から令和8年度、限度額は2,980万1,000円です。障害者自立支援給付審査支払等システムについては、令和7年度中に標準化対応を行うこととしておりましたが、事業者側の都合により令和7年度中の完了が困難となったことから、完了時期を令和8年度とする委託契約を締結し、改修業務を実施するため債務負担行為を設定したいとするものです。4件目は、健康管理システム標準化対応委託料の支払いで、期間は令和7年度から令和8年度、限度額は2,496万5,000円です。健康管理システムにつきましても事業者側の都合により令和7年度中の標準化対応の完了が困難となったことに伴い、現在導入しているシステムとは別の標準化対応システムを導入することも可能となったことから、令和7年度中に新システムの事業者選定を行うため債務負担行為を設定したいとするものです。5件目は、総合交流ターミナルたきかわ管理代行負担金の支払いで、期間は令和8年度から令和10年度、限度額は900万円です。

7ページ、第4表、地方債補正です。2件ございまして、1件目は防災設備等整備事業債、限度額2,410万円を追加したいとするもので、全国瞬時警報システム新型受信機等整備工事の財源としたいとするものです。2件目は、一般廃棄物処理施設整備事業債を1,100万円減額し、限度額を1億2,950万円としたいとするもので、中空知衛生施設組合負担金の減額に伴う変更であります。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額4億円の増額につきましては、ふるさと納税の推進に要する経費の補正で、ふるさと納税につきましては当初予算で15億円の寄附を見込んでいたところですが、10月末時点において14億円を超える寄附金が寄せられたことから、令和7年度末までのふるさと納税寄附金見込額を19億円に変更し、返礼品等の必要経費を1億6,638万5,000円、寄附金額から必要経費を除いた金額をふるさと基金に積み立てるため、ふるさと基金積立金を2億3,361万5,000円それぞれ増額補正したいとするものです。

3款1項2目障害者福祉費、補正額2,980万1,000円の減額につきましては、障害者自立支援事務に要する経費の補正で、先ほど第3表、債務負担行為補正でご説明したとおり、障害者自立支援給付審査支払等システムの標準化対応が令和7年度中に完了しない見込みとなったことから、システム改修委託料を減額補正したいとするものです。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額2,119万円の減額につきましては、保健センターの運営管理に要する経費の補正で、健康管理システムの標準化対応が令和7年度中に完了しない見込みとなったことから、システム改修委託料を減額補正したいとするものです。

4款1項5目他会計繰出金、補正額58万2,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正で、介護保険特別会計における介護保険システム改修委託料の増額補正に伴い、一般会計負担分を介護保険特別会計へ繰り出すため補正したいとするものです。

4款2項1目じん芥処理費、補正額1,391万8,000円の減額につきましては、じん芥の収集処理に要する経費の補正で、中空知衛生施設組合の令和7年度ごみ処理施設整備費の確定等に伴い、中空知衛生施設組合負担金（ごみ処理施設分）を減額補正したいとするものです。

6款1項2目農業振興費、補正額899万4,000円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正で、農林水産省の畑地化促進事業の採択を受けた滝川市農業再生協議会に対し、土地改良区に支払う地区除外決済金等に相当する額を土地改良区決済金等支援補助金として交付するため補正したいとするもので、費用の全額が北海道の畑地化促進事業補助金で措置されます。

9款1項2目防災費、補正額2,482万9,000円の増額につきましては、防災に要する経費の補正で2点ございまして、1点目は防災行政無線基地局の1系統が故障したことから修繕を行うため68万8,000円を補正したいとするものです。2点目は、全国瞬時警報システム新型受信機等整備工事を行うため2,414万1,000円を補正したいとするもので、消防庁から防災気象情報の見直し等により細分化された情報配信に対応できる新型受信機への更新を令和8年度末までに実施するよう指示がありましたが、財源となる緊急防災・減災事業債の期間が令和7年度末までとなっていることから、令和7年度中に着手したいとするものです。なお、新型受信機の整備に併せて専用アンテナの新設及び当該受信機と連動するFM連携自動起動装置の更新を行いたいとするものです。

14ページ、15ページをお開き願います。10款6項4目図書館費、補正額105万円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正で、寄附者の意向により読書環境充実のためにとご寄附を賜りました105万円を財源として、一般書及び児童書等を購入するため補正したいとするものです。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額100万円の増額につきましては、市税に係る還付金及び還付加算金が当初予算を上回る見込みとなったことから増額補正をしたいとするものです。

以上、歳出合計で3億7,154万6,000円の増額となったところです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。16款2項1目総務費補助金から19款1項8目教育費寄附金までは、いずれも歳出関連です。

20款2項1目基金繰入金419万5,000円の減額につきましては、補正に係る一般財源を財政調整基金繰入金で調整したいとするものです。

23款1項3目衛生債及び7目消防債は、いずれも歳出関連です。

以上、歳入合計で3億7,154万6,000円の増額となったところです。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。

なお、滝深線を運行する株式会社空知中央バスというふうに申し上げましたが、空知中央バス株式会社が正当でございますので、訂正をさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 続きまして、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたしま

す。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設について、施設の名称は総合交流ターミナルたきかわ、所在地は滝川市江部乙町東11丁目13番3号であります。

指定管理者となるべき団体については滝川地方卸売市場株式会社、主たる事務所の所在地は滝川市流通団地3丁目7番1号、代表者の氏名は代表取締役、加賀井清二郎氏であります。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間であります。

選定の経過につきましては、次ページ、参考資料をお開き願います。募集及び選定の経過につきましては、記載のとおりであります。

申請団体は1団体。

選定審査の方法及び選定方式につきましては、申請書類の審査、申請者のプレゼンテーション及びヒアリング等により、選定基準に基づき総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が基準を満たしたことから、選定されたものであります。

選定された団体が主に評価された点につきましては、総合交流ターミナルたきかわの指定管理者として集客力を向上させてきた実績を基に、豊富な経験とノウハウを生かして施設の適切な管理運営が今後も期待できること、施設の設置目的を踏まえた基本方針が設定されており、地元農業者と連携した農産物等の販売や地元食材を生かした新商品の開発など引き続き地域に根差した事業運営が期待できること、これまでの実績に基づく適正な人員配置計画が示されているほか、各種研修による人材育成についても適切に実施されることが期待できるなど、安定した施設管理が見込めることなどが評価され、選定に至りました。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。藤田議員。

○藤田議員 それでは、1点質疑させていただきます。

旧スマイルビル残置物処分委託料に関連して1点質疑させていただきます。提案の目的には今後の解体工事を見据えとあります。ですが、現在駅周辺地区再生整備事業は一旦停止中ということなのですが、解体の時期も予算も決まっていないと私は感じております。その中でこの見据えという言葉に一見矛盾も感じるのですが、そこについてちょっと滝川市の考えを詳しく説明いただければと思います。

○議長 長 藤田議員の質疑に対する答弁を求めます。駅周辺整備部長。

○駅周辺整備部長 スマイルビルに関わります残置物の処分の関係の債務負担行為に関してということで、解体工事を見据えということで提案の理由のほうをご説明させていただいたところであり、議員おっしゃるとおりに解体の時期という部分につきましては、まだ我々としては明確につからという部分については決定はしておりません。しかしながら、残置物があるという部分につきましては、これは避けることのできない事情でありますし、提案理由にもあるとおり、ビル内部

につきましては相当傷んできているという部分が発生してきていると。そういった点を踏まえますと、所有者であります滝川市において解体工事をする前に残置物については処分をしておかないといけないといった国のルールもありますので、そういった部分を踏まえながら我々としては早期に残置物を整理、処分し、解体工事がいつの時点においてもすっきり円滑にいける段取りを踏みたいということから提案をさせていただいたというところであります。あわせて、処分の状況においても一般廃棄物、産業廃棄物、こちらの部分の区分も難しくなるということもあります。あわせて、こちらの部分について一定程度早期に片づけをしなければ、処分費用についても当然に置けば置くほど今の現状からいきますと高い支出を余儀なくされていくということもあって、今回早期に発注を目指したいというところでございます。

○議 長 藤田議員。

○藤田議員 早期に処分する理由というのは一部理解したのですが、ここでもう少し具体的にお伺いしたいのですけれども、この処分を今急がずに例えば1年後、3年後とかになったときに具体的にどのくらい費用が増大するかなど、何か専門家などのそういった具体的な情報はあったのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○議 長 答弁を求めます。駅周辺整備部長。

○駅周辺整備部長 処分に基づいてそういった部分についての専門家等のアドバイス等々があったかということのご質疑かと思いますが、今回金額の算出に当たって市内業者、事業者を含めて専門業者の方々に一度現場のほうを内覧いただいて、どんな状況かという部分についても現地調査をしていただいた上での金額の積み上げ、そして現場での判断ということがございます。あわせて、金額にどれほどの差ができるのかということのお話であります。こちらについては、大変申し訳ありませんが、これからの物価上昇、そういった変動がどの程度見込まれていくのか、人工数の問題、ごみの状況、それもこれから変わっていく要素がありますので、こちらについては我々としては今の現状においては幾らということについての把握はございません。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号及び第8号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第8号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第7 議案第2号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）

○議長 日程第7、議案第2号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第2号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）をご説明いたします。

議案第2号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、公の施設の指定管理者の指定に係る管理代行負担金の債務負担行為の設定となります。

1ページをお開きください。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為によるところです。

次のページをお開き願います。第1表、債務負担行為ですが、滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設の指定管理者を令和8年度から令和10年度まで3年間指定したことに伴い、指定管理代行負担金の支払いとして令和8年度から令和10年度までの期間で限度額を3億2,107万5,000円とするものです。

続きまして、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設で、名称及び所在地については記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。指定管理者となるべき団体は滝川ガス株式会社で、主たる事務所の所在地は滝川市新町3丁目11番5号、代表者の氏名は代表取締役、猪股旬雄氏です。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

次に、選定経過についてご説明いたしますので、議案第9号参考資料をお開き願います。募集及び選定の経過については、記載のとおりです。

申請団体数は1団体。

選定審査の方法は、申請書類等の審査、財務分析の実施等及びこれらに基づいた総合審査を行ったところ です。

選定方式については採決方式で、選定の理由は審査点の総合計が基準を満たしたことから選定されたものです。

選定された団体が主に評価された点については記載のとおりですので、お目通し願います。

以上で議案第2号及び議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号及び第9号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び第9号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第8 議案第3号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第8、議案第3号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長 ただいま上程されました議案第3号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応に係るシステム改修のための増額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧ください。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ116万3,000円を追加し、同勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億3,895万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書ですので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額116万3,000円の増額につきましては、令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応に係るシステム改修のための増額補正を行いたいとするものです。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款2項6目事業費補助金の補正額58万1,000円及び6款1項1目一般会計繰入金の補正額58万2,000円の増額につきましては歳出関連で、令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応に係るシステム改修費用として国から2分の1、残りを一般会計から増額補正したいとするもので、歳入

合計で116万3,000円の増額となったところです。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第9 議案第4号 滝川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

○議長 長 日程第9、議案第4号 滝川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてご説明いたします。

本条例の制定の趣旨につきましては、地方公共団体の行政の高度化及び専門化の進展に伴い、専門的な知識、経験、または優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき一般職の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定したいとするものです。

それでは、条例の内容についてご説明しますので、議案の1ページを御覧ください。第1条は、先ほどご説明した条例の制定趣旨を定めるものです。

第2条は、職員の任期を定めた採用についての規定で、第1項は高度の専門的な知識、経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事させる場合に、職員を選考により任期を定めて採用することができる特定任期付職員について定める規定です。

第2項は、第1項の規定によるほか専門的な知識、経験を有する職員の育成に相当の期間を要するなど第1号から第4号までの場合のいずれかに該当するときであって、専門的な知識、経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときに、職員を選考により任期を定めて採用することができるいわゆる一般任期付職員について定める

規定です。

第3条第1項は、第1号に掲げる一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または第2号に掲げる一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができるいわゆる法第4条任期付職員について定める規定です。この場合、第2項において前項の一定の期間内に終了することが見込まれる業務に任期の定めのない職員を充てる場合において、その代替として恒久的な業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、任期付職員を任期を定めて採用することができることとしております。

次に、1ページから2ページにかけての第4条、短時間勤務職員の任期を定めた採用ですが、第1項は第3条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる規定です。

第2項は、住民に対するサービスの提供体制の充実のため、短時間勤務職員をそのサービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる規定です。

第3項は、第1項及び第2項の規定によるほか、第1号から第3号までに掲げる部分休業等を取得する職員の業務の代替として短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる規定です。

次に、第5条、任期の特例ですが、第3条及び第4条により採用された任期付職員の任期については、業務の終了の時期が当初の見込みを超えてさらに一定の期間延期される場合、その他やむを得ない事情により任期を延長することが必要な場合で、採用した趣旨に反しない場合には任期を延長することができることとする規定です。

次に、第6条、任期の更新ですが、第2条から第4条までの規定により採用された任期付職員について、任期の更新を行う場合は職員の同意を得なければならないとする規定です。

次に、2ページから3ページにかけての第7条は、第2条第1項の規定により採用された特定任期付職員の給与の特例について定めるもので、第1項は特定任期付職員の給料表の適用に関する規定、第2項は前項に規定する給料表の号給の決定についてその基準を第1号から第7号までに定めるもの、第3項は号給について特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは市長の承認を得て給料月額を決定することができる規定、第4項は第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならないとする規定です。

次に、第8条は、特定任期付職員についての給与条例の適用除外等ですが、第1項は一般職の職員の給与に関する条例、以下給与条例と申し上げますが、これに規定する扶養手当及び住居手当の支給を特定任期付職員には適用しないとする規定、第2項は給与条例で定める給与の支払い、管理職員特別勤務手当の適用、期末手当及び勤勉手当の支給額について読み替えて適用する旨を規定するもので、この規定の適用により特定任期付職員の期末、勤勉手当の支給月数は3.65月となるものです。

次に、3ページから4ページにかけての第9条、任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例は、任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定を適用する際の読替規定で、給料表、初任

給、昇給、昇格等、通期手当、時間外手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当についての適用等について規定するものです。

第10条、施行細目は、この条例の施行に関し必要な事項について規則委任を行うための規定です。

最後に、附則ですが、第1項は、この条例の施行日を令和8年4月1日とするもの、4ページから5ページにかけての第2項は、この条例の制定に伴い滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例において任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間に関する規定及び年次有給休暇の日数の規定を追加し、同条例第19条の非常勤職員の勤務時間、休暇等の定めについて任期付短時間勤務職員は除外する旨を規定するため、滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

第3項は、本条例の第4条第3項の規定により任期を定めて採用された任期付短時間勤務職員については、育児休業をすることができない旨及び特定任期付職員が育児短時間勤務を行った際の特定任期付職員の給料月額に関する読替規定を追加するため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

第4項は、職員等の旅費に関する条例の別表第2の級別区分表に特定任期付職員についての定めを追加するため、職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものです。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田です。基本的なところをちょっとお伺いしておきたいと思うのですが、特定任期付職員の採用ということですが、その期間をあらかじめ市のほうで公示する必要があると思うのですが、その規定というのは今見た中ではなかったのですけれども、そのことについてが1つ。

それと、これは待ち望んでいた条例ではあるのですが、私自身も。やはりそういう専門職が必要ではないかと常々思っていたものですから。ただ、給料の格付の部分では、幾ら読み込んでもなかなか4号、5号と、あるいは5号と6号との区分の仕方がどのようにしていくのかというのが具体性が見えないのです。この2点についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 特定任期付職員に関するご質疑ということかと思えます。任期につきましては、5年以内ということで、これは法律のほうに定められているところです。

それから、給与の格付、第1号から第7号まで記載があるのですが、なかなか私どももこれを見るところどの業務がどこに該当するのかというのは、これはその都度判断をさせていただくことになるかと思えます。条例の記載につきましては、準則に従ったような形で規定をさせていただいておりますが、判断につきましてはその方の経験ですとか知識、それから当たっていただく業務、そういったところを総合的に勘案して判断したいというふうに考えております。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 最初の質疑は、5年以内ということは法律で決まっているということは私も分かっているのですが、例えばその業務が3年とか、あるいは4年とか5年とかというのは市のほうで決めて公示しないと駄目ですよ。この業務に当たっている特定の職員を募集しますということで当然募集をするわけですから、その年限とか、そういうものというのは何かに基づいて決まっているということではないかどうかということをもう一度確認したいのと、それと給与の部分なのですが、その都度ということではあるとは思いますが、やはりどういう人を念頭に置いて4号にするのか、あるいは5号にするのか、大変重要な仕事をお任せするに当たって、ここに書いてあることは分かるのです。読んだら分かるのですが、本当にその方の実績だとか様々なことを勘案したときに、給与の格付ができなくなるのではないのかなというのが非常に心配しているのです。ですから、先ほど言ったようにどの期間に本当にその人物を採用するのか、あるいはどういった給与で待遇していくのかということをやはり何かの基準をどこかに設けておかないと、これ自体を運用することが非常に難しくなるのではないかなって心配していたのです。先ほどからずっと説明を受けているのですが、非常に難しい内容なのです。多分そちらにお座りの皆さんも説明を受けていて十分分かったという方はあんまりいらっしやらないと思うのです。ちょっとそのことについて今後内部でしっかり議論を深めるのかどうなのかというところについてお尋ねしておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 特定任期付職員につきましては、基本的に選考により採用するということとしております。ですので、ある程度人選を、公募という形ではなくてある程度専門的な知識を持った方、そういった方をご依頼をしまして、特定任期付職員として採用していくというようなことが通常といましようか、原則的なやり方になるかなというふうに理解しております。ですので、その際には5年以内ということをきちんと説明をした上で採用していこうというふうに考えております。

それから、給料表の号給の位置づけです。私どもも今回条例提案させていただいて採用できる体制を整えて、これから運用していきたいというふうに思っているところですので、内部でどの号給に適用させるのかというところはしっかりと議論をして、何がしかの基準というものを形づくっていきたいなというふうに思っております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第10 議案第5号 滝川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例

○議長 日程第10、議案第5号 滝川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例について説明申し上げます。

令和6年6月12日に公布されました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和8年度より新たな給付制度として実施する特定乳児等通園支援事業においては、給付の実施主体である市町村が給付対象となる施設及び事業者を確認し、給付を行うことになりました。滝川市におきましては、今年度10月1日から乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を実施しておりますが、令和8年度からの新たな給付制度の実施に向け、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため本条例を制定したいとするものです。

第1条につきましては、今申し上げた本条例の制定趣旨について規定しております。

第2条は、事業者を目指していただく、あるいは努めていただく一般原則として、第1項で全ての乳幼児がすこやかに成長するために適切な環境をひとしく確保すること、第2項で乳幼児の意思及び人格を尊重して、常に乳幼児の立場に立って支援の提供を行うこと、第3項で地域や家庭との結びつきを重視し、他の関係機関と密接な連携に努めること、第4項で人権の擁護や虐待防止のため責任者を設置し、職員への研修の実施、必要な体制整備等防止に努めることを規定しております。

第3条第1項では、事業者は1時間当たりの利用定員を定めること、次のページ、第2項で一月当たりの利用定員を定めるものとしております。

第4条第1項、事業者は利用申込みを受けた後、最初に支援を提供する際に乳幼児及び保護者と面談を実施すること、第2項で面談を行う際にはあらかじめ運営規程の概要等の重要事項を記載した文書を交付しなければならないことを規定し、第3項はその交付した重要事項の内容について面談時に保護者の同意を得なければならないとしております。

第5条は、保護者からの利用申込みについて正当な理由なしに拒否することを禁止し、第6条は事業者は保護者のニーズに応じた市からのあっせん、要請に対してできる限り協力すること、第7条は事業者は市が認定した乳幼児に係る利用申込みがあった場合、初回の利用時に保護者から支給認定証の提示を受け、乳幼児の基本情報や認定有効期間などの必要事項の確認を行うこと、第8条でまだ認定を受けていない乳幼児に係る利用申込みがあった場合には、速やかに認定申請が行われるよう保護者に対して必要な援助を行うことを規定しております。

第9条では、事業者は乳幼児及び保護者の心身の状況や他の教育、保育等利用の状況の把握に努めること、次のページ、第10条は既存の特定教育・保育施設等と円滑に接続できるよう情報の提供、密接な連携に努めること、第11条、提供した支援について必要事項を記録しなければならないことを定めております。

第12条第1項、事業者は法定代理受領を受けないときは、保護者から支援費用基準額の支払いを受けること、第2項で事業者は支援の質の確保、向上を図るために必要と認められる対価について基準額との差額の支払いを保護者から受けることができること、第3項で事業者は支援に必要な物品の購入費や行事への参加費用など、第1号から第5号に定める費用について保護者からの支払いを受けることができること、第4項で事業者は支払いを受けた際に領収書を交付すること、第5項で第2項、第3項の金銭の支払いについてはその内容等を明らかにして保護者への説明を行い、同意を得なければならないことについて規定しております。

第13条第1項は、事業者が法定代理受領により支援給付費の支給を受けた場合は保護者に対し給付費の額を通知しなければならないこと、次のページ、第2項では事業者が法定代理受領を行わない費用の支払いを受けた場合は、支援の内容や費用の額等必要な事項を記載した支援提供証明書を保護者に対し交付しなければならないことについて規定しております。

第14条、事業者は、乳幼児及び保護者の心身の状況に応じて支援の提供を適切に行わなければならないこと、第15条第1項は事業者自ら提供している支援の質の評価を行い、常に改善を図らなければならないこと、第2項で定期的な外部評価の実施と結果の公表を行い、改善に努めなければならないと規定しております。

第16条では、事業者は常に乳幼児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握に努め、必要な助言、援助を行わなければならないこと、第17条で乳幼児に体調の急変等が生じた際には速やかに保護者、医療機関への連絡など必要な措置を講じなければならないこと、第18条では乳幼児の保護者が偽りその他不正な行為により支援給付費の支給を受けた場合、受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市へ報告することを定めております。

第19条、事業者は、第1号から第11号に定める事業運営上の重要事項を規定した運営規程を定めなければならないこと、次のページ、第20条第1項で事業所ごとに適切な職員の勤務体制を定めること、第2項で事業所ごとに当該事業所の職員が支援提供することを原則とすること、第3項で職員の資質向上のための研修の機会を設けることを定めております。

第21条は、利用定員の遵守として1時間当たりの利用定員を超えないことを規定しております。

第22条では、事業者は、運営規程の概要、職員の勤務体制、保護者の支払う費用の額など重要事項を掲示すること及び通信回線により閲覧に供すること、第23条で乳幼児への差別的取扱いの禁止、第24条で乳幼児への虐待等の禁止を規定しております。

第25条第1項及び第2項では、事業所の職員及び管理者、さらに過去に職員であった者も含め業務上知り得た秘密を漏らすことを禁止し、第3項で他機関連携における情報提供の際にはあらかじめ保護者の同意を得ることを定めております。

次のページ、第26条第1項は、事業者は保護者の希望を踏まえ、適切に事業者を選択できるよう情報提供に努めること、第2項では提供する情報が虚偽、または誇大な内容としてはならないことを規定しております。

第27条第1項及び第2項において利益供与等の禁止を定め、第28条第1項は保護者等からの苦情対応を適切に行うために窓口を設置するなど必要な措置を講じること、第2項から第5項で苦

情の内容等の記録を行うこと、市に協力すること、市からの指導等に従い改善に努めること、その改善内容を市に報告することを規定しております。

第29条では、事業者は地域との交流に努めること、第30条第1項で事故の発生、再発の防止のために指針の整備など第1号から第3号に定める措置を講じなければならないこと、次のページ、第2項で事故が発生した場合は市や保護者への連絡等必要な措置を講じなければならないこと、第3項で事故の状況及び処置の記録を行わなければならないこと、第4項で賠償すべき事故が発生した場合は速やかに対応することを規定しております。

第31条は、会計についてその他の事業の会計と区別すること、第32条第1項、事業者は職員、設備及び会計に関する記録の整備をしておかなければならないこと、第2項は第1号から第5号に定める支援計画等についての記録を整備し、5年間保存しなければならないことを規定しております。

第33条第1項において記録の作成や保存について書面において行うことが想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録の活用ができるとし、第2項において保護者の承諾を得て使用することができる電磁的方法を規定しております。第3項で電磁的記録により情報を提供する場合は、保護者がその記録を出力し、書面を作成することができるものでなければならないこと、第4項では事業者が使用する電磁的方法、ファイルの記録方式をあらかじめ保護者に示し、承諾を得ること、第5項で保護者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合はこれを行ってはならないことを規定しております。第6項は、第2項から第5項までの規定をこの条例の規定による書面等による同意の取得についても準用することを規定しております。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第11 議案第6号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 長 日程第11、議案第6号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 ただいま上程されました議案第6号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う2つの内閣府令、1つ目がこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令で、これが令和7年9月10日に、2つ目が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令、これが令和7年9月16日に公布され、それぞれ令和7年10月1日から施行されたこと及び児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和7年11月14日に公布され、令和8年4月1日から施行されること、以上の各内閣府令の施行に伴い関連する滝川市条例において必要となる条文の整備を行うため、それぞれ改正したいとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料の1ページ目をお開きください。1ページ、第1条関係は、滝川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の一部改正であり、第13条は改正府令の施行に伴う文言整理、第22条は地域限定保育士も保育士とみなすことができる規定を追加するための改正です。

次の第2条関係も滝川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の一部改正ですが、この第2条の規定のみ施行日が令和8年4月1日となります。

第9条、第10条第1項、第13条、次のページ、第16条第6号、第7号、第18条第1項及び第20条第3項については、改正府令の施行に伴う文言整理、第22条の2として設備及び職員の基準の特例措置を新たに追加し、第26条、次のページ、第27条は改正府令の施行に伴う文言整理でございます。

次の第3条関係は、滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正です。第25条は、改正府令の施行に伴う文言整理です。

次に、第4条関係、滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正です。第13条は、改正府令の施行に伴う文言整理です。

次のページ、第18条第2項は、乳幼児健康診査等の内容が利用開始時や定期、臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められる場合は、当該健康診断の全部または一部を行わなくてよいとすることができる規定の追加でございます。

第24条第2項、第30条第1項、次のページ、第32条第1項、第45条第1項、第48条第

1項については、いずれも各事業所において地域限定保育士も保育士とみなすことができる規定の追加でございます。

次のページ、第5条関係は、滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正です。第11条第3項第1号は、放課後児童支援員の該当要件である保育士について地域限定保育士も保育士とみなすことができる規定の追加、第13条は改正府令の施行に伴う文言整理となります。

附則として、この条例は、第2条以外は公布の日から、第2条の規定については令和8年4月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第12 議案第7号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第12、議案第7号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、滝川市立病院における経営改善の取組として、現状の入院患者数に見合った規模への転換に向けて許可病床の見直しを進めることにいたしました。段階的に見直しを行うこととし、令和7年第3回市議会定例会で議決された休止病棟の病床44床の廃止に続き、許可病床数を199床に削減するため、滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正したいとするものでございます。

条例改正の内容については参考資料の新旧対照表で説明いたしますので、参考資料をお開きくだ

さい。第2条第2項の表中、病床数の欄の一般病床数を54床減らし、172床に改め、精神病床数を17床減らし、27床に改め、病床数の合計を199床に改めたいとするものでございます。

附則については、この条例は、令和8年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第7号の提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第13 議案第10号 市道路線の認定及び廃止について

○議 長 日程第13、議案第10号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第10号 市道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

このたびの認定及び廃止につきましては、市が管理する市道の多くは昭和63年10月21日付告示の路線認定から現在まで変更がない状況であり、一部路線では接続する路線との起終点がかかりづらいことから、かねてより道路台帳図における路線の整理を検討し、適切な時期に数年間をかけて整理していくこととしていましたが、道路台帳電子化業務の完了により単年度で整理することが可能となったことから、今般市道路線の認定及び廃止の整理をしたいとするものです。

認定する路線につきましては1ページ目に、廃止する路線につきましては2ページ目に記載しているとおりとなっておりますので、お目通し願います。

認定及び廃止路線の詳細につきましては、議案第10号参考資料にてご説明いたしますので、お聞きください。市道本町4丁目通り線及び広小路5丁目通り線を廃止し、広小路5丁目通り線に一本化し、再認定をするものです。次のページ以降は、同様の内容を記しておりますので、お目通し願います。

なお、今回の認定及び廃止に際し、道路現況及び道路管理に変更はなく、道路交通に影響がある

ものではございません。また、当該路線の認定及び廃止によりまして市道総延長は289メートル増の47万7,963メートル、路線数は6路線減の793路線となったところであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第14 議案第11号 滝川市の公の施設の雨竜町民の利用について

○議 長 日程第14、議案第11号 滝川市の公の施設の雨竜町民の利用についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第11号 滝川市の公の施設の雨竜町民の利用についてご説明申し上げます。

本市が設置しております滝川市教育支援センターにおきまして不登校児童生徒のための学習支援や教育相談を行っている適応指導事業、いわゆるふれあいルームの利用につきましては、これまで市内の小中学生に加えて新十津川町及び赤平市からも受入れを行ってきたところですが、新たに雨竜町から施設利用の要望がありましたので、公の施設の利用について議会の議決を得たいとするものであります。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づく協議につきましては、同条第3項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

なお、別紙参考資料の協定書第3条のとおり、雨竜町からは必要な経費を負担いただく予定であります。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第11号を採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第15 議案第12号 議会改革特別委員会の設置について
選任第1号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選
任について

- 議 長 日程第15、議案第12号 議会改革特別委員会の設置について、選任第1号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についての2件を一括議題といたします。
お諮りいたします。本件については、議会運営委員会の提案に関わるものですので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、説明、質疑、討論を省略して、一括採決いたします。
本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第12号及び選任第1号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議 長 日程第16、諮問第1号から第3号まで人権擁護委員候補者の推薦についての3件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。市長。

- 市 長 ただいま上程されました諮問第1号から第3号 人権擁護委員候補者の推薦について一括して提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、高嶋弘美氏、斎藤寛氏、芳賀伸吾氏の3名が令和8年3月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として高嶋弘美氏、斎藤寛氏、芳賀伸吾氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、3名の略歴につきましては、参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号から第3号までの3件を一括採決いたします。

本案をいずれも可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から第3号までの3件はいずれも可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月4日から12月8日までの5日間を休会したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、12月4日から12月8日までの5日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時19分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員